

## 玄海町元気1・2・3産業振興資金融資要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、玄海町の第1次産業・第2次産業・第3次産業（以下「産業」という。）の近代化、合理化及び経営の安定化を図るため、必要な資金の融資と利子補給等によりその負担を軽減し、元気な産業の振興に寄与することを目的とする。

### (預託)

第2条 町長は、唐津農業協同組合及び佐賀県信用漁業協同組合連合会（以下「融資機関」という。）に対し、玄海町産業振興に対する融資金として預託する。

### (融資資金)

第3条 融資機関は、前条により預託された金額の5倍までの額を以て運用するものとする。

### (融資の対象)

第4条 この要綱による融資を受けようとするものは、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 町内に住所を有し、農業、漁業を営む個人又は法人で、町内で1年以上引き続き営んでいるもの。

(2) 町税その他納税義務を完全に履行しているもの。

2 前項の規定にかかわらず、町外で産業を営むものであっても町内に住所を有するもの（法人にあっては、代表者個人の住所とする。）については融資の対象とすることができる。

### (融資方針)

第5条 融資機関は、産業の特殊性を考慮し資金の効率的な運用を図り簡易迅速に融資するよう努めなければならない。

### (融資金の使途)

第6条 資金の使途は、運転資金及び設備資金に限るものとし、転貸又は旧債返済金としては利用することができない。

### (融資条件)

第7条 融資機関は、第3条の資金を次の条件により融資するものとする。

#### (1) 融資の限度額

ア 運転資金 1,000万円

イ 設備資金 1,000万円

ただし、運転資金、設備資金を併用して融資する場合は、1,000万円を限度とする。

#### (2) 融資期間

ア 運転資金 60ヶ月以内

イ 設備資金 120ヶ月以内

ウ 運転資金、設備資金を併用する場合の融資期間については、設備資金の貸付額が全体の2分の1を超えるときは120ヶ月以内とし、2分の1を超えないときは60ヶ月以内とする。

(3) 据置期間

融資期間には、12ヶ月以内の据置期間を含む。

(4) 貸付利率

貸付利率は、融資機関と協議のうえ定める。

(5) 保証協会の保証

佐賀県農業信用基金協会、全国漁業信用基金協会佐賀支所（以下「保証機関」という。）の保証付き貸付とする。

(6) 保証人

保証人の徴求は、融資機関及び保証機関の定めによる。

(7) 担保

担保の徴求は、融資機関及び保証機関の定めによる。

(8) 保証料率

保証料率は、保証機関と協議のうえ定める。

(9) 融資及び償還の方法

融資の方法は証書貸付とし、貸付金の償還は金融機関との契約により定める。また、借受者から申出があった場合において、金融機関が認めるときは、繰上償還をすることができる。

(10) 追加融資

本制度の返済中において追加融資を受けようとするときは、融資の限度額の範囲で融資できるものとする。

（融資の申込み）

第8条 この要綱による融資を受けようとするものは、融資申込書（様式第1号）その他町長及び融資機関が定める書類（以下「融資申込書等」という。）を融資機関に提出するものとする。

（融資機関の審査）

第9条 融資機関は、前条の規定により融資申込書等の提出を受けたときはその内容を審査し、適当と認めるものについては保証機関へ送付するものとする。

（保証機関の審査）

第10条 保証機関は、融資申込書等の送付を受けたときはその内容を審査し、適当と認めるものについては保証の決定を行い保証書を発行し、融資機関へ送付するものとする。

（町の承認）

第11条 町長は、融資機関経由で融資申込書等の提出を受けたときはその内容を審査し、適当と認めるものについては承認通知書（様式第2号）を交付する。

(融資)

第12条 融資機関は、第10条の規定による保証書の送付を受けたときは、速やかに融資を行うものとする。

2 融資機関は、資金の融資を行ったときは融資報告書(様式第3号)を融資後10日以内に町長に提出しなければならない。

3 融資機関は、各月末における資金の融資状況月報(様式第4号)により、翌月10日までに町長に提出しなければならない。

(資金の使途報告)

第13条 設備資金の融資を受けたものは、完了報告書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(保証料の交付)

第14条 資金に係る保証料は、申請に基づき全額を町が補助する。

2 保証料補給金の申請をしようとするものは、保証料補給補助金交付申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は前項申請書を審査し、保証料補給補助金の交付を認めたときは保証料補給補助金交付決定通知書(様式第7号)を交付する。

4 前項通知書の交付を受けたものは、保証料補給補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(利子の補給)

第15条 利子の補給は、申請に基づき貸付の日から次の表の期間に限り全額を町が補助する。また、商工業者が利子補給補助金を申請する際に必要な証明書発行手数料の全額を町が補助する。

区 分	期 間
運転資金	5年間
設備資金	8年間

2 利子補給金の申請をしようとするものは、毎年1月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金について、翌年の1月末日までに利子補給補助金交付申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

3 前項の規定により申請書を提出する農漁業者は利子補給補助金計算明細表(様式第9号の1)を併せて提出しなければならない。

4 町長は第2項に規定する申請書の内容を審査し、適当と認めたときは利子補給補助金交付決定通知書(様式第10号)を交付する。

5 前項通知書の交付を受けたものは、町長が指定する日までに利子補給補助金交付請求書(様式第11号)を提出しなければならない。

(預託金の返還)

第16条 第2条の規定による融資機関に対する預託金は、当該会計年度において町に返還しなければならない。

(帳簿の閲覧及び指導)

第17条 町長は、必要と認めるときは融資機関の資金融資に関する帳簿書類等を閲覧し、若しくは必要な事項について報告を求め又は調査指導を行うことができる。

(調査及び指導)

第18条 町長及び融資機関は、必要と認めるときは資金の使途その他に関して借受人について調査し、又は借受人に対して指導を行うことができる。

(融資の取消等)

第19条 融資機関は、融資申込みの内容に不正又は虚偽があると認めるときは、融資を取り消し、若しくは既に貸し付けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

(保証料及び利子補給金交付決定の取消等)

第20条 町長は、保証料及び利子補給金の交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その交付を停止し、若しくは交付決定を取り消し、又は既に交付した保証料及び利子補給金の全部又は一部を返納させることができる。

- (1) この要綱に定める規定に違反し、又は申請について不正の行為があったとき。
- (2) 関係書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 融資金を目的外に使用したとき。
- (4) 繰上償還（完済条件のある場合を除く。）により保証料の返戻を受けたとき。
- (5) 正当な理由がなく融資金の償還及び利子の支払いを怠ったとき。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の玄海町元気1・2・3産業振興資金融資要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた融資について適用し、施行日前になされた融資については、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

玄海町元気1・2・3産業振興資金融資申込書

年 月 日

玄海町長 様

住 所  
名 称  
氏 名

玄海町元気1・2・3産業振興資金融資要綱第8条の規定により、資金を借り受けたいので別紙書類を添付のうえ申込みいたします。

記

融資申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

資金使途 運転資金・設備資金（ \_\_\_\_\_ ）

- 添付書類
- (1) 納税証明書
  - (2) 決算書及び確定申告書等
  - (3) 保証委託申込書等
  - (4) 設備資金の場合
    - ① 見積書
    - ② カタログ
  - (5) その他必要書類

様式第2号（第11条関係）

玄海町元気1・2・3産業振興資金事業承認通知書

第 号  
年 月 日

様

玄海町長

年 月 日付けで提出のあった玄海町元気1・2・3産業振興資金融資申込書については、玄海町元気1・2・3産業振興資金融資要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 承認額                                    金                                  円他

2. その他

融資申込内容に不正又は虚偽があった場合は、承認を取り消し、融資金を金融機関へ返還していただきます。

様式第3号（第12条関係）

玄海町元気1・2・3産業振興資金融資報告書

NO. \_\_\_\_\_

下記の通り貸付けたので、玄海町元気1・2・3産業振興資金融資要綱第12条第2項の規定により報告します。

年 月 日

金融機関名

代表者氏名

玄海町長 様

貸付番号		貸付年月日		貸付方法	
貸付金額			貸付期間		
債務者	氏名	住所	業種	経営年数	従業員
				年	人
使途	設備資金				
	運転資金				
償還方法					
町税等の 納入状況	町民税				
	固定資産税				
	国民健康保険税				
	その他の町税				
備考					

様式第4号（第12条関係）

玄海町元気1・2・3産業振興資金融資状況月報					
				NO. _____	
年 月 日現在					
玄海町元気1・2・3産業振興資金融資要綱第12条第3項の規定により、 年 月 月末現在の融資状況を下記のとおり報告します。  年 月 日  金融機関名  代表者氏名  玄海町長 様					
		月分	受付件数	件貸付総額	円
月 間 貸 付 明 細	貸付実行日	金額	氏名	住所	
		件数			
貸付					
回収					
貸付残高					
備考					



様式第5号（第13条関係）

玄海町元気1・2・3産業振興資金融資設備設置完了報告書

年 月 日

玄海町長 様

住 所  
名 称  
氏 名

玄海町元気1・2・3産業振興資金融資要綱第13条の規定により、 年 月 日に借り受けた玄海町元気1・2・3産業振興資金で、下記のとおり設備の設置を完了したので報告します。

記

設備名	新、改、 増設の別	構造、 能力等	面 積 数 量	単 価	金 額	着 工 発 注 年月日	設 置 完 了 年月日
土 地							
建 物	工場						
	店舗						
	事務所						
	その他の 事業用建 物						
機械・器具什器							
車 両							
そ の 他 の 付 帯 設 備							
計							

※設備設置を確認できる写真を添付してください。

様式第6号（第14条関係）

玄海町元気1・2・3産業振興資金保証料補給補助金交付申請書

年 月 日

玄海町長 様

住 所  
名 称  
氏 名

玄海町元気1・2・3産業振興資金融資要綱第14条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額      \_\_\_\_\_ 円      対象期間（      ~      ）
2. 融資借入額      \_\_\_\_\_ 円      借入日（      ）
3. 添付書類      信用保証料計算書等

様式第7号（第14条関係）

玄海町元気1・2・3産業振興資金保証料補給補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

玄海町長

年 月 日付で申請があった玄海町元気1・2・3産業振興資金保証料補給補助金交付申請書については、玄海町元気1・2・3産業振興資金融資要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり交付することに決定します。

記

1. 交付決定額 金 円也
2. その他

保証料の交付を受けても、下記事項に該当するときは交付金の全部又は一部を返納していただきます。

- (1) 要綱に定める規定に違反し、又は申請について不正の行為があったとき。
- (2) 関係書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 融資金及び交付金を目的外に使用したとき。
- (4) 繰上償還（完済条件のある場合を除く。）により保証料の返戻を受けたとき。
- (5) 正当な理由なく融資金の償還を怠ったとき。

様式第8号（第14条関係）

玄海町元気1・2・3産業振興資金保証料補給補助金交付請求書

年 月 日

玄海町長様

住 所  
名 称  
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった玄海町元気1・2・3産業振興資金保証料補給補助金について、下記のとおり交付されるよう、玄海町元気1・2・3産業振興資金融資要綱第14条第4項の規定により請求します。

記

交付請求額 金 円也

振込先 金融機関名  
預金種別  
口座名義人  
口座番号

様式第9号（第15条関係）

玄海町元気1・2・3産業振興資金利子補給補助金交付申請書

年 月 日

玄海町長様

住所

名称

氏名

玄海町元気1・2・3産業振興資金融資要綱第15条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2. 添付書類

ア 利子補給補助金計算明細表（様式第9号の1）

イ その他町長の必要とするもの

様式第9号の1（第15条関係）

利子補給補助金計算明細表

借入者 氏名	貸付 年月日	融資残高		積算	平均融資残高	利子 補給率	利子 補給額
		期首	期末				
合計							

様式第10号（第15条関係）

玄海町元気1・2・3産業振興資金利子補給補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

玄海町長

年 月 日付けで提出された玄海町元気1・2・3産業振興資金利子補給補助金交付申請書については、玄海町元気1・2・3産業振興資金融資要綱第15条第5項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付決定額 \_\_\_\_\_円

2. その他

利子補給金の交付を受けても、下記事項に該当するときは交付金の全部又は一部を返納していただきます。

- (1) 要綱に定める規定に違反し、又は申請について不正の行為があったとき。
- (2) 関係書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 融資金及び交付金を目的外に使用したとき。
- (4) 正当な理由なく融資金の償還を怠ったとき。

様式第 1 1 号 (第 1 5 条関係)

玄海町元気 1・2・3 産業振興資金利子補給補助金交付請求書

年 月 日

玄海町長 様

住 所  
名 称  
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった玄海町元気  
1・2・3 産業振興資金利子補給補助金について、玄海町元気 1・2・3 産業振興資金  
融資要綱第 1 5 条第 6 項の規定に基づき下記のとおり交付されるよう請求します。

記

交付請求額 金                      円也

振込先 金融機関名  
預金種別  
口座名義人  
口座番号

添付書類 1 振込口座通帳の写し